消防予第 426 号 平成30年6月15日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長

消防庁予防課長(公印省略)

## 消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の 参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## (用語の定義)

「令」・・・・・消防法施行令(昭和36年政令第37号)

「規則」・・・・・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

「40 号省令」・・・特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用 に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)

「156 号省令」・・・特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用 に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)

「7号省令」・・・複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用 に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号) 問1 40 号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等で、延べ面積が1,000 ㎡以上の令別表第1(16)項イとなるものであっても、同条第1号の2に規定する住戸利用施設の床面積の合計が1,000㎡未満であるものについては、令第32条の規定を適用し、共同住宅用スプリンクラー設備、連結送水管(共同住宅用連結送水管を含み、加圧送水装置を設けたものに限る。)及び非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備を含む。)に附置する非常電源を非常電源専用受電設備としてよいか。

(答)

差し支えない。

問2 直接外気に開放されている部分(常時外気に面する部分から概ね5メートル未満の部分等をいう。)に面する換気口等で、「直径0.15メートル未満のもの」及び「直径0.15メートル以上で防火設備が設けられたもの」は、規則第13条第1項第1号の2の適用にあたり、同号ハに規定する開口部として取り扱わないこととしてよいか。また、規則第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号、同条第2項、第28条の2第1項第4号及び第4号の2、同条第2項第3号及び第3号の2並びに7号省令第3条第3項第4号の規定においても同様に取り扱ってよいか。

(答)

前段、後段ともに差し支えない。

問3 156号省令第2条第2号に規定される特定小規模施設用自動火災報知設備を同省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、令第5条の8の規定に基づき条例に定められた適用除外の規定により、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

なお、各消防本部における運用等を踏まえて、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成 16 年総務省令第 138 号)及び「火災予防条例(例)について」(昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予第 73 号)は、今後改正を検討していくことを申し添える。